

新型コロナウイルス感染症に関連した消費行動について

**新型コロナウイルス感染症に関連して、
消費者の皆様には、冷静な消費行動をお願いします。**

- 新型コロナウイルスに関しては、厚生労働省が最新の情報を発信しています。
(厚生労働省のホームページ)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
- 新型コロナウイルスに関する様々な関連商品が販売されています。本当に必要なものなのか、家族に相談するなど、冷静に検討してください。
- 契約しても、クーリング・オフや契約の取り消しができる場合があります。少しでも疑問や不安を感じた場合は、すぐにお住まいの自治体の消費生活相談窓口等に相談してください。
- マスクの転売などが問題になっています。転売目的の購入などはやめてください。
- 新型コロナウイルス感染症に関して様々な風説が流れていますが、食料品や生活必需品が必要な方に届くよう、消費者の皆様におかれましては、正しい情報を見極め、デマに惑わされず、冷静な購買活動をお願いします。
- 有料のイベントや旅行をキャンセルしようとするときは、返金の取扱いなどを主催者や旅行会社に確認するようにしましょう。

**消費生活でのトラブルでどこに相談してよいか分からない場合には、一人で悩まずに、消費者ホットライン「局番なしの『188』」まで。
道立消費生活センター（050-7505-0999）もご利用下さい。**